

きのこ倶楽部【(介護予防) 小規模多機能型居宅介護施設】料金表

令和6年 6月1日現在

介護保険給付サービス

【小規模多機能型居宅介護費】基本利用料金 (一ヶ月につき 単位：円)

要介護度	利用者負担(1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要介護 1	10,458	20,916	31,374
要介護 2	15,370	30,740	46,110
要介護 3	22,359	44,718	67,077
要介護 4	24,677	49,354	74,031
要介護 5	27,209	54,418	81,627

【介護予防小規模多機能型居宅介護費】基本利用料金 (一ヶ月につき 単位：円)

要介護度	利用者負担(1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援 1	3,450	6,900	10,350
要支援 2	6,972	13,944	20,916

【加算料金 (1)】 (単位：円)

対象者のみの加算	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
① 初期加算 (1日につき)	30	60	90
② 認知症加算Ⅱ (月)	890	1,780	2,670
③ 認知症加算Ⅳ (月)	460	920	1,380
④ 若年性認知症加算 (月)	800	1,600	2,400
⑤ 看護職員配置加算 (Ⅱ) (月)	700	1,400	2,100
⑥ 訪問体制強化加算 (月)	1,000	2,000	3,000
⑦ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ (月)	1,200	2,400	3,600
⑧ サービス提供体制強化加算Ⅱ (月)	640	1,280	1,920
⑨ 科学的介護推進体制加算 (月)	40	80	120

- ①の初期加算は登録開始時及び30日を超える入院後の再利用時から30日間の算定となります。
- ②の認知症加算Ⅱは、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ又はMの方のみの算定となります。
- ③の認知症加算Ⅳは、要介護2で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの方のみの算定となります。
- ⑤⑥の看護職員配置加算Ⅱ、訪問体制強化加算は要介護者の方のみの算定となります。
- ⑥⑦⑧の訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算Ⅰ、サービス提供体制強化加算Ⅱは区分支給限度額の対象外となっています。

【加算料金 (2)】

※1 介護職員等処遇改善加算：厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善を実施している事業所につく加算です。

加算 I：「1 ヶ月あたりの総単位数」×「サービス別加算率 (14.9%)」

介護職員等処遇改善加算は区分支給限度額の対象外となっています。

保険対象外サービス料金表

食費	朝食	300 円
	昼食	550 円
	夕食	500 円
宿泊費	1 泊	3,000 円
テレビ利用料 (宿泊時に設置した際)	1 泊	50 円
洗濯代	1 回	100 円
おしめ代 (1 枚あたり)	紙おしめ	150 円
	パンツ式	170 円
	尿パット	30 円

※テレビ使用料：観覧時間に関わらず、利用を希望された際に料金が発生します。

※洗濯代：事業所内での洗濯希望について料金を頂きます。ご自宅での洗濯援助は訪問援助対応で行いますので、別途料金の支払いは必要ありません。